

## 見本工事商法

「お宅は目立つ場所なので宣伝になる」「今日契約するとこの値段になる」などと、住宅設備関連の商品や工事を特別に安くすると勧誘し、実際にはずさんな工事や安全性に問題があるものを売りつける商法です。最近増えているのがソーラーシステムに関するもの。国などが普及を進めている住宅用太陽光発電装置の補助金制度や余剰電力買い取り価格を誇大に説明する例が多く、「補助の対象に限りがある」などと契約を急がせるケースもあります。

### 対 処 法

「家族と相談してから返事します」などと言い、その場では絶対に契約しないようにしましょう。「今日限りこの値段」「残りあとわずか」などと契約を急がせる業者には特に注意が必要です。どうしても必要な商品や工事の場合は、他社からも見積もりを取るなどして、冷静な判断で契約するようにしましょう。

## 点検商法

“点検”と称して訪問し、点検の結果不備があるなどと不安をあり、過分な改善や高価な商品の購入などの契約を行う悪質商法です。消火器、火災報知器、電気、水道、ガス、電話機、布団、シロアリ防除などの“点検”といって家に上がり込み、機器の故障や劣化などがあったとして危険性を強調する「危険商法」と呼ばれるものや、消防署、電力会社、水道局、ガス会社、電話会社職員などの虚偽の身分を語ったり暗示するような服装を使う、いわゆる「かたり商法」もあります。

### 対 処 法

突然の訪問者には警戒し、安易に家に上げてはいけません。そもそも改善の必要がない場合がほとんどです。いらないものははっきり断る勇気を持ちましょう。その場では絶対に契約せずに、家族と相談するなどしてひとまず時間をあきましょう。

## 催眠商法(SF商法)

無料プレゼントや安価な食料品・日用雑貨といった生活必需品の商品販売をエサに、街頭でチラシを配ったりセールスマンが家庭を訪問したりして会場に多くの人を集め、閉鎖的な状況の中で群集心理などを操り、最終的には高額な商品を売りつける悪質商法です。催眠術的な手法で、消費者の購買意欲をあり、本来は必ずしも必要ではない商品（布団、電気治療器、健康食品など）を売りつけます。

### 対 処 法

「自分は大丈夫」と思っても、興味本位で会場に行ってはいけません。閉め切られた会場には立ち寄らないようにしましょう。その場の雰囲気に流されず、冷静に判断しましょう。